給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１１号

埼玉県蓮田市御前橋２丁目３番32号
再生債務者　松崎　裕一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月１日まで
平成29年11月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２号

静岡県富士市宮下368番地の１　プリムローズＡ－202号
再生債務者　服部　成希

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年12月８日まで
平成29年11月10日
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

大津市野郷原１丁目７番１－202号（前住所）
京都府宇治市折居台４丁目１番地の129
再生債務者　瀧　　康二

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月８日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再ロ）第２号

秋田市横森３丁目７番10号　ラ・カーサＣ－201号
再生債務者　嵯峨　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月10日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第３号

秋田市大平台１丁目４番地５
再生債務者　髙橋　雄也

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月10日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第１０００１号

東京都西東京市田無町７－11－18－102
再生債務者　香西　慶隆

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年11月10日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成29年11月20日
東京都千代田区神田鍛冶町３丁目５番８号
日本給食サービス厚生年金基金
代表清算人　馬渕　祥宏

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年11月10日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　馬渕　祥宏
2．住所　東京都目黒区平町１丁目16番24号
平成29年11月20日
日本給食サービス厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年11月10日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成29年11月20日
東京都中央区日本橋３丁目13番11号
全国マーガリン製造厚生年金基金
代表清算人　大塚　　直

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年11月10日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。

1．代表清算人氏名　大塚　　直
2．住所　東京都中央区日本橋３丁目13番11号
平成29年11月20日
全国マーガリン製造厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十一月十日
掲載頁　一五一頁（号外第二四四号）
平成二十九年十一月二十日
群馬県太田市原宿町三五一五番地
（甲）東プラテック株式会社
代表取締役　安達　英行
群馬県太田市東新町五二四番地
（乙）明彩化学株式会社
代表取締役　山口　裕三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十九日
掲載頁　四十二頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十九日
掲載頁　五十一頁（号外第一三〇号）
平成二十九年十一月二十日
東京都文京区本郷一丁目二八番三四号
（甲）株式会社ビジネスネットコーポレーション
代表取締役　三宅　　登
愛媛県松山市三番町七丁目六番一〇号
（乙）株式会社ビジネスネットアシスト
代表取締役　三宅　　登

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成三十年二月一日であり、甲は会社法第七九九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認決議を経ずに行います。乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年十二月二十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年八月二十一日
掲載頁　六十四頁（号外第一八〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三十一日
掲載頁　二三一頁（号外第一六六号）
平成二十九年十一月二十日
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（甲）株式会社パソナ
代表取締役　佐藤　　司
東京都千代田区大手町二丁目六番二号
（乙）株式会社ケーアイエス
代表取締役　小林　　宙